

【介護予防サービスの介護予防・日常生活支援総合事業の移行について】

平成26年6月25日付で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が公布され、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下介護予防訪問介護等）を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町で実施することとなりました。

【総合事業のみなし指定について】

介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、医療介護総合確保推進法附則第13条により、総合事業に係る規定の施行日の前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護等の指定を受けている事業者は、施行日（平成27年4月1日）に総合事業の指定を受けたとみなす経過措置（みなし指定）が設けられています。

【総合事業のみなし指定を不要とする別段の申し出について】

総合事業のみなし指定を希望しない介護予防訪問介護等サービス事業者は、平成27年3月31日までに、申出書を県（和歌山市に所在する事業所は当該市に提出し、県への提出は不要）及び、事業所の所在地を管轄する市町村に提出してください。（※他の市町村の被保険者が利用している場合は、当該他の市町村にも提出してください。）

【提出先】

〈和歌山県の届出先〉

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課 サービス指導班

TEL 073-441-2527

※和歌山市に所在する事業所は県への届出は不要です。

（市介護保険所管課にお問い合わせください）

〈各市町の届出先〉

※各市町の介護保険所管課にお問い合わせください

【提出期限】

平成27年3月31日

【提出様式】

みなし指定を不要とする旨の届け出書（次のとおり）

(参考様式)

総合事業に係るみなし指定を不要とする旨の届出書

平成 年 月 日

和歌山県知事様
市町村長様

所在地
申出者(開設者) 名称

代表者職・氏名



地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条ただし書の規定に基づき、医療介護総合確保推進法附則第13条本文に係る介護予防・日常生活支援総合事業の指定を不要とする旨を申し出ます。

事業所	名称	
	所在地	
	事業所番号	
代表者	氏名	
	住所	
管理者	氏名	
	住所	
指定を不要とする事業の種類	<input type="checkbox"/> 第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当) <input type="checkbox"/> 第一号通所事業(介護予防通所介護相当)	

担当者名: (電話: - -)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 指定を不要とする事業の種類については、該当する事業にチェック☑を付してください。